

○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十四年四月一日規則第四十五号

改正

平成三〇年 三月三〇日規則第二一号

令和 三年 三月二二日規則第二一号

介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(規則で定める病院)

第三条 条例第四条第三項第二号イ及び条例第七条第二項第四号の規則で定める病院は、次に掲げるものとする。

- 一 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項の規定による承認を受けた病院をいう。）及び精神病床のみを有する病院を除く。）であって、精神病床を有するもの
- 二 百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ又はニ（2）の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であって、精神病床を有するもの

(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)

第四条 条例第八条（条例第四十四条において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、患者又はその家族の希望に基づき、電子情報処理組織（指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組

織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。であって次に掲げる方法)により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物を交付する方法

2 患者又はその家族が第四項の承諾をし、又は当該承諾をしない旨の申出をした場合には、第一項第一号ロに掲げる方法による提供をしようとする指定介護療養型医療施設の開設者は、その旨を指定介護療養型医療施設の利用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 第一項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の開設者は、第一項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、患者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用する方法

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た指定介護療養型医療施設の開設者は、当該承諾を得た後であっても、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該患者又はその家族に対し、条例第八条の重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第五条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患

者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、要介護認定の更新の申請が必要な入院患者については、更新の申請が、遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退院に係る記録)

第六条 指定介護療養型医療施設の開設者は、患者の入院に際しては入院の年月日並びに入院している施設が指定介護療養型医療施設である旨及び当該施設の名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第七条 指定介護療養型医療施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、当該利用料に係る指定介護療養施設サービスの内容、利用料の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に交付しなければならない。

(栄養管理)

第七条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔(くう)衛生の管理)

第七条の三 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の口腔(くう)の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(食事)

第八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、栄養並びに入院患者の心身の状況、病状及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。次条第一項において同じ。）の開設者は、入院患者の自立の支援に配慮し、入院患者ができるだけ離床して食堂で食事をとることを支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に

食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第九条 指定介護療養型医療施設の開設者は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

(患者に関する市町村への通知)

第十条 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなると認められるにもかかわらず退院しない場合
- 二 正当な理由なく指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合
- 三 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合

(勤務体制の確保)

第十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

第十二条 削除

(重要事項の揭示)

第十三条 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養

型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第十四条 指定介護療養型医療施設の開設者は、地域住民と連携し、及び協力をするなど、地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第十五条 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第十六条 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該提供の完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 条例第十三条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第十五条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 条例第三十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

六 第十条の規定による市町村への通知に係る記録

(管理者の責務)

第十七条 指定介護療養型医療施設の管理者は、第四条から前条までに規定する事項に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(電磁的記録等)

第十八条 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの

(条例第十一条第一項(条例第四十四条において準用する場合を含む。))及び第六条並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁氣的的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日規則第二一号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月二二日規則第二一号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。(後略)
(栄養管理に係る経過措置)
- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定介護老人福祉施設規則」という。)第九条の二、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護老人保健施設規則」という。)第六条の二、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護療養型医療施設規則」という。)第七条の二及び第八条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護医療院規則」という。)第七条の二(新介護医療院規則第二十二條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔(くう)衛生の管理に係る経過措置)

- 4 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設規則第九条

の三、新介護老人保健施設規則第六条の三、新指定介護療養型医療施設規則第七条の三及び新介護医療院規則第七条の三（新介護医療院規則第二十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。